平成２６年（フ）第８６１１号
東京都武蔵野市境１丁目24―３　メゾンドールＣ
債務者　相馬　由美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６７１号
東京都品川区西五反田８丁目６―７　五反田荘
債務者　多田　英俊
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６７５号
東京都品川区小山６丁目11―９―２号室
債務者　伊藤　秀雄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６７６号
東京都杉並区久我山４丁目37―３―101
債務者　日高和賀子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７０１号
埼玉県狭山市入間川４丁目23―16―301
債務者　安達　琢真
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７１４号
東京都北区滝野川３丁目15―５
債務者　星野三重子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７２７号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町917―10―304
債務者　児玉　真理
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７３８号
東京都北区上中里１丁目21―９
債務者　風間　健志
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７４０号
東京都荒川区西尾久３丁目23―５―301
債務者　小野寺正喜
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７４１号
東京都稲城市若葉台４丁目35―Ｃ―301
債務者　寺戸　絢香
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５０号
東京都北区王子１丁目29―６―402
債務者　倉島三保子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５１号
東京都江東区亀戸２丁目６―２―326
債務者　半谷　敏子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５３号
東京都江戸川区中葛西５丁目32―18―105
債務者　仲本マリアこと　オルテガ　エレーラ　ビュウダ　デ　ナカモト　マリア　ルス
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５４号
東京都墨田区太平４丁目９―13―404
債務者　大竹口　保
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７６４号
埼玉県入間市久保稲荷５丁目９―１―103
債務者　丸山奈々絵（旧姓上嶋）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部